

第208回 横浜市個人情報保護審議会会議録

議 題	<p>1 会議録の承認</p> <p>2 審議事項</p> <p>案件1「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」第28条第1項に基づく特定個人情報保護評価における第三者点検の実施について【予防接種法による予防接種の実施に関する事務全項目評価書（再実施）】</p> <p>3 報告事項</p> <p>(1) 個別報告事項（なし）</p> <p>(2) 書面報告事項（個人情報取扱事務の委託（条例第5条第1項第1号））</p> <p>ア 非常勤職員管理システムの運用保守業務（総務局労務課）</p> <p>イ 行政文書保管委託（健康福祉局介護事業指導課）</p> <p>ウ 住宅相談員による住宅相談事務委託（建築局住宅政策課）</p> <p>エ 定期報告システム委託（建築局建築指導課）</p> <p>オ 定期報告窓口業務委託（建築局建築指導課）</p> <p>カ 児童健康観察・出欠確認サービス利用に係る業務委託（教育委員会事務局駒林小学校）</p> <p>キ 児童健康観察・出欠確認サービス利用に係る業務委託（教育委員会事務局綱島小学校）</p> <p>ク 学校連絡・情報共有サービスの使用・導入（教育委員会事務局領家中学校）</p> <p>ケ 学校連絡・情報共有サービスの使用・導入（教育委員会事務局左近山特別支援学校）</p> <p>コ 学校連絡・情報共有サービスの使用・導入（教育委員会事務局北綱島特別支援学校）</p> <p>サ 学校連絡・情報共有サービスの使用・導入（教育委員会事務局本郷特別支援学校）</p> <p>シ 児童生徒の在籍・学籍・成績・授業記録等管理システムの保守業務（教育委員会事務局浦舟特別支援学校）</p> <p>ス 住民監査請求陳述内容記録委託（監査事務局監査管理課）</p> <p>(3) 事務開始届出書の届出・変更、個人情報ファイル簿の作成・変更・削除 個人情報を取り扱う事務開始届出書（4件）</p> <p>旧条例に基づく報告事項</p> <p>(1) 防犯カメラ設置に係る本人外収集及び事務委託についての報告 西部水再生センター監視カメラ運用事務</p> <p>(2) 電子メール配信サービス業務に係る電子計算機処理及び事務委託についての報告 住所異動窓口受付番号呼出通知サービス事務</p> <p>(3) 法人等の事業活動情報に係る電子計算機処理及び事務委託についての報告</p> <p>ア ヨコハマSDGsデザインセンター会員登録、Y-SDGs認証申請に関わる事務等</p> <p>イ 横浜市中心卸売市場本場、食肉市場における売買参加者承認事務</p> <p>ウ 横浜市中心卸売市場食肉市場のデータの取扱業務</p> <p>エ 横浜市中心卸売市場食肉市場出荷促進事業</p>
-----	--

- オ 商店街支援事業事務
- カ 災害時における生活必需物資の供給協力に関する協定に関する事務
- キ 横浜市マンション管理組合サポートセンター事業
- (4) システム更新時のデータ移行業務に係る事務委託についての報告
 - ア ICT支援員派遣業務委託
 - イ 学校サポートデスク業務委託
- (5) 宛名印字・宛名ラベル貼付業務に係る事務委託についての報告
 - ア デジタル技術を活用した身近な場所における行政サービスの提供に関する調査
 - イ 「Midori Smile Mall キャンペーン」業務委託
- (6) 市のイベント・行事における参加申込み受付等業務委託についての報告
 - ア 「Midori Smile Mall キャンペーン」業務委託
 - イ 横浜みなとみらいホールリニューアルオープン式典（仮称）総合運営委託
 - ウ レシートを活用した市民・事業者支援事業業務委託（レシ活VALUE）
 - エ レシートを活用した市内飲食店利用促進事業業務委託（レシ活チャレンジ）
 - オ 横浜市外国人起業活動促進事業
- (7) 生涯学習等講座の企画運営業務の委託についての報告
 - ア 学生等を対象としたSDGsをテーマとした講座
 - イ 地域貢献事業
 - ウ 起業家マインド修得インターンシップ
 - エ YOXO事業アイデア創出ワークショップ
 - オ 令和4年度横浜市フレイル予防市民等向け研修・講演会運営支援業務委託
 - カ 通いの場検討会業務委託
- (8) クラウドサービスの利用に係る電子計算機の結合及び事務の委託についての報告
 - ア ヨコハマSDGsデザインセンター連絡調整等事務
 - イ 横浜市中心卸売市場本場、食肉市場における売買参加者承認事務
 - ウ ハマチョコドンッ！横浜市場直送店登録制度
 - エ 横浜市中心卸売市場食肉市場のデータの取扱業務
 - オ 横浜市中心卸売市場食肉市場出荷促進事業
 - カ レシ活問合せ対応業務
 - キ 商店街支援事業事務
 - ク 「災害時における生活必需物資の供給協力に関する協定」に関する事務
- (9) 委託先個人情報保護管理体制（2件）
- (10) 個人情報を取り扱う事務開始届出書（3件）
- (11) 個人情報を取り扱う事務変更届出書（1件）
- (12) 個人情報ファイル簿廃止届出書（1件）
- (13) 令和4年度下半期目的外実施機関内部利用及び他実施機関提供の報告について

4 その他

	<p>(1) 令和4年度実績報告</p> <p>(2) 令和4年度個人情報漏えい事故件数</p> <p>(3) 個人情報漏えい事案の報告（令和5年5月15日記者発表分まで）</p> <p>(4) 支援措置対象者照会に係るシステムの機能等について</p>
日 時	令和5年5月31日（水）午後2時から午後3時まで
開催場所	市庁舎18階共用会議室 みなと6・7
出席者	中村会長、板垣委員、大谷委員、加島委員、後藤委員、永井委員、三品委員、吉田委員（委員はWEB会議により参加）
欠席者	鈴木委員
事務局	三島市民情報室長、小林市民情報課長、前田市民情報課担当課長、ほか
開催形態	公開（傍聴者なし）
決定事項	<ul style="list-style-type: none"> ・審議事項案件1について、承認する。 ・報告事項及びその他について、了承する。
議 事	<p>【開 会】</p> <p>（事務局） それでは、ただいまから第208回横浜市個人情報保護審議会の御審議をお願いいたします。</p> <p>審議に先立ちまして、本日の定足数について御報告いたします。</p> <p>本日は、鈴木委員から御欠席の連絡をいただいておりますが、委員8名に御出席をいただいておりますので、横浜市個人情報保護審議会規則第4条第2項の規定による定足数を充たしており、審議会は成立しておりますことを御報告いたします。</p> <p>また、本日は傍聴人はおりません。</p> <p>今回からは、新条例に基づく審議会となります。</p> <p>今年度からの変化点を簡単に説明いたしますと、例えば、公益性を理由とした個人情報の目的外提供については、従前は、審議会にお諮りした上で、各実施機関が実施の可否を決めるという形式でした。</p> <p>新条例下においては、目的外提供の可否は実施機関で決定しますが、実施について審議会に報告し、アドバイスを頂くという形になります。</p> <p>これは、個人情報保護委員会の指導を受けての変更であり、従前に比べて付議事項も減少することが想定されますが、先生方のアドバイスを頂きつつ、個人情報を適切に扱っていきたいという思いは変わりませんので、引き続き御指導のほど、よろしくをお願いいたします。</p> <p>それでは、この後の議事につきましては、会長よろしくをお願いいたします。</p> <p>（中村会長） ただいまから、審議会を開会いたします。</p> <p>本日の審議に入る前に、本日の審議会はWEB会議による方法にて開催したいと思っておりますが、委員の皆様よろしいでしょうか。</p> <p>（各委員） <異議なし></p> <p>（中村会長） それでは本日はWEB会議にて開催いたします。</p> <p>1 会議録の承認</p> <p>（中村会長） それでは、議事に入ります。</p> <p>はじめに、第207回審議会の会議録につきましては、既に送付済みですが、</p>

何か御意見等はございますか。

他に御意見がなければ、承認とさせていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(各委員) <異議なし>

(中村会長) それでは、承認といたします。

2 審議事項

【案件1】「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」第28条第1項に基づく特定個人情報保護評価における第三者点検の実施について【予防接種法による予防接種の実施に関する事務全項目評価書（再実施）】

(中村会長) それでは、本日の審議事項の審議に入ります。

最初に案件1「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」第28条第1項に基づく特定個人情報保護評価における第三者点検の実施について【予防接種法による予防接種の実施に関する事務全項目評価書（再実施）】の御説明をお願いします。

(事務局) <所管課及び審議事項について説明>

(所管課) <資料に基づき説明>

(中村会長) ただいま御説明がありました案件1につきまして、御質問、御意見をいただきたいと思います。

(大谷委員) 横浜市の整理の仕方の問題ではないと思いますが、このPIAの仕組みはどうしても大量の情報漏えいや滅失棄損のリスクに対応するので、大きなリスクとしてとらえるのは当然のことです。そういった意味でのPIAとなっています。マイナンバーにまつわるあらゆるリスクについて、例えば、本人の取り違え等を防ぐ体制が十分にできているでしょうか。本人確認をするかしないかではなく、本人確認をどのような手順で行うのかが非常に重要です。そのような点まで細かく評価するようなシートにはなっていないところには、少し問題や改善の余地があります。

そうはいつても、現行求められている制度の中で必要な評価項目を丁寧に記述しているので、この評価書に記載したものについて、心配するような状況は今のところないのではないかと考えています。

ただ、顕在化するリスクに合わせた形で、横浜市というよりは個人情報保護委員会のほうでこの評価の仕組みを更に改善してもらう必要があるのではないかと考えています。

(事務局) 今のシステムについては評価してもらえたので安堵しています。いくら立派なシステムを作り、対策を練っても、報道されているように前の人の情報でログインし、ログアウトしないまま次の人の情報をインプットしてしまうと、元も子もないことになってしまいます。マイナンバーを扱う事務全体の問題として、これから国だけでなく、横浜市としても大きな課題として対応していきたいと考えています。

(板垣委員) そのうち国からも通知が来るのでしようが、例えば端末を使うときの注意書きやマニュアルが利用者や市民の皆様にとっては大事だと思います。コ

コンビニのATMで、「現金を振り込んでというのは全部詐欺です」と書かれたものがよくあります。あのような注意書きを市役所でも作るといいと思います。
(中村会長) 貴重な意見を参考に今後検討してもらえればと思います。今回の第三者点検の審議結果としては、特にここで附帯意見とすべき御意見はなかったと思いますので、附帯意見は特にないということで、案件1を承認するということがよろしいでしょうか。

(各委員) <異議なし>

(中村会長) それでは承認といたします。

3 報告事項

(事務局) お手元にある資料をご覧ください。冒頭、事務局から申しましたとおり、条例改正により、審議会の付議事項、付議の形式が変更になっております。今後は、まずは実施機関からの諮問や、法律に基づく審議事項を審議いたします。先程ご審議いただいたPIAがまさにこれであり、資料でいう第2項です。その後、条例に基づく報告事項についてご確認をいただき、アドバイスをいただきます。これが資料でいう第3項です。

報告事項は、所管課長から説明させる(1)「個別説明案件」と、所管課からは書類の提出だけを受け、それをご覧いただく(2)「書面報告事項」に分かれます。例えば、案件として多いであろう、個人情報取扱事務の委託については、取り扱う個人情報の内容や量に応じて、個別説明の可否について事務局で判断していきます。今回の報告事項の詳細については担当係長からご説明いたします。

(事務局) <資料に基づき説明>

(中村会長) 従前、審議事項だったものが報告事項に移されました。もちろん、報告事項のチェックは従前から重要でしたが、今後、この審議会が存在意義を果たしていくためには、報告事項についてもできる限りチェックし、意見として言うべきところは言うていくことが必要と考えます。委員の皆様にも今後お願いします。

(事務局) 確かに大量の資料を「見てください。」というだけでは実質的な審議にならないところもあるかと思いますが、毎年度繰り返し行っている事業を改めて逐一見ていただくのも負担だと考えます。事務局で重要性等をチェックし、重要度の高いものについては所管課にこの場で説明してもらい、御審議いただく予定です。

(中村会長) 特に御質問がなければ、以上でよろしいでしょうか。

(各委員) <異議なし>

(中村会長) それでは了承いたします。

4 その他

(中村会長) では、「4 その他 (1)令和4年度実績報告、(2)令和4年度個人情報漏洩事故件数、(3)個人情報漏えい事案の報告(前回審議会後)」について、事務局から説明をお願いします。

(事務局) <資料に基づき説明>

(板垣委員) (3)にあったマイナンバーカードを使ったコンビニ交付サービスで別

人の住民票が発行されてしまった漏えい事故についてですが、あまりにもシステムに負荷がかかってしまったので強制解除が生じて別人の住民票が発行されてしまったのですか。

(事務局) 年度末ということもあり、処理件数が増えるタイミングではありました。それがきっかけで、待機時間が増えたことによるエラーの処理をするときに、誤って別人の情報が追加で入ってしまったのかと思います。業者は「プログラムミス」という言い方をしていました。

(板垣委員) こういうものは本当に印象が大事です。世の中の人が一番心配しているような事故を起こしてしまったのは論外です。委託先事業者には十分に反省してもらわなければならないと思います。

横浜は370万人も市民がいます。特に年度末は転出入も多いです。サーバーを増強するぐらいの対策はとってもらわないと駄目です。一番気を付けなければいけない点だったのです。気持ちを引き締めて取り組んでほしいです。

(事務局) 委託先事業者も深く反省している様子は伝わってきました。個人情報保護委員会からオンラインでヒアリングもありました。冒頭、深々と頭を下げる所から始まり、今後の対策についても真摯に検討している印象を受けます。

やはり主たる原因は、年度末でサーバーに負荷がかかったこと、最近のマイナンバーカードの普及率が高まってきたことです。横浜市も、再発しないよう所管課とも協力して対応します。

(中村会長) 他に御質問等がなければ、以上でよろしいでしょうか。

(各委員) <異議なし>

(中村会長) それでは了承いたします。

(中村会長) それでは次に、「4 その他 (4) 支援措置対象者照会に係るシステムの機能等について」について、事務局から説明をお願いします。

(事務局) 「4 その他 (4) 支援措置対象者照会に係るシステムの機能等について」のご報告をさせていただきます。これは、第207回審議会において非公開で御審議いただいた「【案件1】個人情報漏えい事故の公表範囲について」の続報となりますが、委員の皆様から頂きましたシステムの機能に関する御助言を主管課へ伝えたところ、自治体が扱うシステムを全国的に標準化するタイミングでもあるため、御助言にあったような機能導入を検討したいとの報告がありました。システムの全国標準化は本件主管課業務だけに該当するものでなく、追従する他課の業務にも共通することですので、機能導入の動きが波及していけば、より適切な個人情報保護体制を築くことができると考えております。前回の審議会での御助言が成果となりつつあると思いますので、報告させていただきます。

(中村会長) 特にご質問がなければ、以上でよろしいでしょうか。

(各委員) <異議なし>

(中村会長) ここでの意見が反映されるのは非常に有り難いです。それでは了承いたします。

(中村会長) 本日本日予定された議事は以上で終了ですが、事務局から何かありましたら、お願いします。

(事務局) 本日本日予定された議事及び連絡事項は、以上でございますので、次回の

	<p>日程を確認させていただきたいと思います。</p> <p>次回の日程でございますが、令和5年6月28日水曜日午後2時から、本日より同じくWEB会議での開催となります。申し訳ございませんが、WEB会議システムの接続確認のため、開始の15分前にはWEB会議システムに参加していただきますようお願い申し上げます。</p> <p>事務局からは以上でございます。</p> <p>(中村会長) それでは閉会とさせていただきます。本日はどうもありがとうございました。</p> <p>【閉 会】</p>
資 料 特記事項	<p>1 資料</p> <p>(1) 第208回横浜市個人情報保護審議会次第</p> <p>(2) 第208回横浜市個人情報保護審議会追加資料</p> <p>2 特記事項</p> <p>次回は令和5年6月28日(水)午後2時から開催予定 (WEB会議の方法により開催予定)</p>

本会議録は令和5年6月28日第209回横浜市個人情報保護審議会において承認を得、確定しました。